

報道関係者 各位

令和2年6月12日

【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課：尾田、安部

就業子育て世代支援対策室：川辺、松浦

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の 上限額等の引上げ及び対象期間の延長について（制度改正のお知らせ）

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

- ・ 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度
（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金制度
（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）

を創設し、令和2年2月27日から6月30日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。

本日、関係法令が公布・施行され、助成金・支援金の上限額等が引き上げられるとともに、対象期間が延長されました。

具体的な内容は、別紙のリーフレットをご覧ください。

また、厚生労働省のホームページにおいて、助成金・支援金の新たな支給要領、申請書類等を掲載しました。

【公表資料】

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金リーフレット

（労働者を雇用する事業主の方向け）・・・別紙1

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金リーフレット

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）・・・別紙2

〔助成金HP〕 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

〔支援金HP〕 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

〔上限額等の引上げの概要〕

適用対象は、令和2年4月1日以降に取得した休暇等

○助成金の支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※1日当たり8,330円を支給上限 ⇒ 15,000円を支給上限

○支援金の支給額：就業できなかった日について、

1日当たり4,100円（定額） ⇒ 7,500円（定額）

〔対象期間の延長の概要〕

○対象となる休暇等の期限 令和2年6月30日まで ⇒ 令和2年9月30日まで

○申請期間 令和2年9月30日まで ⇒ 令和2年12月28日まで

<問い合わせ先>

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）